別表第一を次のように改める。

別表第一　参考項目（第二十一条関係）

影響要因の区分 ＼ 環境要素の区分			
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	粉じん等
			騒音
			振動
	水環境	水質	土砂による水の濁り
			富栄養化
			溶存酸素量
		底質	水底の土の泥
		地下水の水質及び水位	地下水位
	土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な種及び注目すべき生息地
	植物		重要な種及び群落
	生態系		地域を特徴づける生態系
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		建設工事に伴う副産物
	放射線の量		放射線の量

一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量（土砂による水の濁りの発生に伴うもの）	一　予測の基本的な手法 二　予測地域 三　予測対象時期等 四　予測の対象時期
	ダムの堤体の工事、原石の採取の工事、施工設備及び工事用道路の設置の工事、建設発生土の処理の工事並びに道路の付替の工事	一　調査すべき情報 イ　放射線の量の状況 ロ　濁度又は浮遊物質量及びその調査時における流量の状況 ハ　気象の状況 ニ　土質の状況 二　調査の基本的な手法 三　調査地域 四　調査地点 五　調査期間等
		一　予測の基本的な手法 二　予測地域 三　予測地点 四　予測対象時期等

一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量（建設工事に伴う副産物に係るもの）	別表第二の備考に次のように加える。 八　この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。
	ダムの堤体の工事、原石の採取の工事、施工設備及び工事用道路の設置の工事、建設発生土の処理の工事並びに道路の付替の工事	**第二条**　堰（せき）事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正） 堰（せき）事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年厚生省・農林水産省・通商産業省・建設省令第二号）の一部を次のように改正する。 第五条第三項各号中「環境要素」の下に「（第二十一条第四項第四号及び第五号に掲げるものを除く。以下同じ。）」を加える。 第二十条第一項第二号イ(1)中「次条第三項第一号イ」を「次条第四項第一号イ」に改め、同号イに次のように加える。 (7)　一般環境中の放射性物質の状況 第二十一条第四項第一号及び第二号中「（第四号に掲げるものを除く。別表第一において同じ。）」を削り、同項第三号中「（次号に掲げるものを除く。別表第一において同じ。）」を削り、同項第四号中「環境要素」の下に「（次号に掲げるものを除く。別表第一において同じ。）」を加え、同項に次の一号を加える。 五　一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 イ　放射線の量 第二十二条第一項に次の一号を加える。 七　前条第四項第五号に掲げる環境要素に係る選定項目については、放射線の量の変化を把握できること。	一　予測の基本的な手法 二　予測地域 三　予測対象時期等 工事期間